

介護キャリア段位制度の導入支援策のご案内①

介護事業所・施設で介護キャリア段位制度に基づく評価を実施した場合、以下の施策が活用できます。介護キャリア段位制度は、有効なOJTツールであるとの評価を得ていますので、これらの施策を活用しつつ、積極的な導入を図ってください。

①介護報酬のキャリアパス要件への該当

介護事業所・施設において、資質向上のための計画に沿って、OJTの一環として介護キャリア段位制度を導入し、全ての介護職員に周知した場合、介護報酬の介護職員処遇改善加算におけるキャリアパス要件Ⅱを満たすこととなります。

②賃金制度の整備に対する助成【職場定着支援助成金】

介護事業主が、介護キャリア段位制度を活用して、新たな客観的な職業能力評価基準に基づく賃金の格付けを導入・実施した場合に50万円を支給します。また、賃金制度整備計画（※）期間終了1年経過後・3年経過後に、介護労働者の離職率の所定の目標を達成した場合にそれぞれ60万円・90万円を支給します。

※ 整備を予定している賃金制度の内容などを計画したものをいいます。

③職業能力評価制度導入に対する助成【キャリア形成促進助成金（制度導入コース）】

介護事業主が継続して人材育成に取り組むために、介護キャリア段位制度を活用して新たに職業能力評価制度を導入し、実施〈ジョブ・カードの介護職員への手交〉した場合50万円（25万円）を支給します。

※（ ）内金額は大規模な介護事業者の場合

※ 実施する介護職員数は、対象事業所の規模によって異なります。

※ ②・③の詳細な内容や助成金の申請方法等は、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください。なお、上記は平成28年4月現在の内容です。今後変更となる場合があります。

介護キャリア段位制度の導入支援策のご案内②

④ジョブ・カードへの反映

介護キャリア段位制度に基づく評価基準により、ジョブ・カードの評価シートを作成できます。これにより、介護キャリア段位制度の実施を通じて、ジョブ・カードを活用した職業訓練を実施できます。また、介護職員も、ジョブ・カードを採用面接に活用できます。

⑤職業訓練の実施に対する助成 【キャリアアップ助成金（人材育成コース）】

有期契約労働者等（*1）に対して、介護キャリア段位制度を活用した有期実習型訓練（*2）を実施する介護事業者に対して、一定の支給要件（*3）を満たせば、右表の助成が行われ、処遇の改善などキャリアアップを促進します。

- *1 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者（正社員待遇を受けていない無期雇用労働者を含む）
- *2 ジョブ・カードを活用した、OFF-JTとOJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練
- *3 主な支給要件
 - ・管轄労働局長の確認を受けた訓練を実施する事業主であること
 - ・対象労働者が訓練を実施する事業所において、訓練の終了日または支給申請日に雇用保険被保険者であること 等

Off-JT（座学）		OJT （キャリア段位）
賃金助成	経費助成	
介護職員1人 1時間当たり 800円 〔500円〕	介護職員 1人当たり 最大30万円を 上限 〔20万円〕	介護職員1人 1時間当たり 800円 〔700円〕

注：〔 〕内は、大規模な介護事業者の場合
注：経費助成の上限額はOff-JTの訓練時間数に応じる

※ ④・⑤の詳細な内容や助成金の申請方法等は、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください。なお、上記は平成28年4月現在の内容です。今後変更となる場合があります。